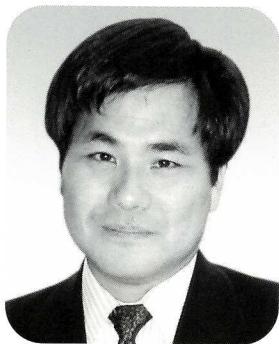


# 冬來たりなば春遠からじ



正岡 利朗

(高松大学経営学部 助教授)

Toshiro  
Masaoka

今冬の香川では、あまり寒さも感じられず、そのまま春を迎えてしまいそうな勢でしたが、当方にとって、この冬はまことに「厳冬」でありました。それは、昨年11月に、ランニングで、「自分の限界へ挑戦!」とばかり、長い上り坂をダッシュしてしまい、その翌朝、「腰痛で、立つのもつらい」という、どんな状態に陥ってしまったからです。

実は、当方は若いときに交通事故で重傷を負っており、そのときの後遺症で、腰が常にしくしくと疲れやすく、それが年に1、2度は「腰が重い状態」にまで悪化してしまいます。そして、このようなときには、自己流で、とにかく「日にち薬」で対処しておりました。

しかし、今回は1ヶ月過ぎても、日常生活は何かこなせるものの、常に腰がつらいという状態がなかなか改善されず、恒例の年末バースディ切符の旅も行けず終いました。クルマの運転も、腰が回らないと、後方の目視確認がしにくく、非常にキケンです。そのうちに間歇性跛行(かんけつせいはこう)が出来始め、そこで、さすがに慌てて、「根本的な治療」を検討し始めた次第です。

いつものようにネット検索を試みると、当方と同様の症例が出るわ出るわ、世の中には腰痛に悩まされているヒトがこんなにたくさんいるのか!と、認識を新たにしました。まったく、自分も含め、このヒトたちにとっては、「たかが腰痛、されど腰痛」で、すぐに生命に危険が生じることはないものの、長くつきあわざるを得ない、あまりありがたくない友だちであります。

で、今回注目したのは、整体とかカイロなどの、いわゆる「民間療法」でした。というのも、いろいろ情報を集めると、自分の腰痛は、骨盤内部の異常から生じるものだと推測できるのですが、骨盤に関しては、数年前に整形外科で診察を受けた際、お医者さんに、「レントゲンを撮って、異常が見られない場合、後は物理療法まかせ」という対応に終始されたので、別の角度からのアプローチを求めてみたわけです。お医者さんの中には、骨盤内部に注目している方もおられるようですが、どうやら西洋医学では、一般的に骨盤内部の治療については無関心であるらしいです。

次なる検討は、「どこに治療先を定めるか」なのですが、職場などに同様な痛みを訴えるヒトを見いだせれば、「口コミ」がもっとも有力な情報源です。しかし、残念ながら今回は叶わず、かと言って、BBSなども、治療のこととなると、「治った」、「いや、治らない」の口ゲンカ状態で、有益な情報が得られません。困ったなあと思っていたところに、自らの治療法について、今まで出して世に問うている先生が通院可能な範囲で見つかりました。

そこで、さっそく昨年末に診察を受けてみると、やはり、骨盤内の仙腸関節がずれており、このことに起因して、カラダの傾きが生じているとの診断で、自分の推測が概ね正しかったことを確認しました。そして、そうはいっても、これは事故時の衝撃による歪みなのだから、簡単に治りはすまいと思っていたところへ、「治るよ!」とのお言葉で、年明け早々に、施術を受けることになりました。

施術は、先生独特のもので、豊富な経験による勘ピュータで、それを直す角度を決め、手技で一気に調整するという荒技です。しかし、別に苦痛はなく、施術直後に、傾いていたカラダがまっすぐになり、確かにそれが整復されたのを確認しました。

問題はここからです。施術2日後あたりから、これまでになかった坐骨神経痛が、お尻のあたりにビリビリと出だしたのです。長年不適切な状態になんとか適応してきた腰回りの筋肉・神経系が、(新たに)適切な状態に修復される(適応する)まで、この痛みは続くらしいのです。当方の場合は、先生のこれまでの経験から判断して、約50日程度を要するそうです。その間は、腰を捻る動作や力仕事はNGですが、骨盤ベルトを装着しての普通の仕事はOKで、また、仰臥の前後など、諸動作にも気を配り、日々を耐え過ごしました。

先生の本に、予後の状態について書かれてはいるものの、当初はやはり治るのかどうか、不安にもなりました。また、施術後すぐの、大学入試センター試験の監督は、1日中立ちっぱなしで、まことにつらかったです。しかし、2週間後あたりから、痛みの出る部位が、お尻から下肢へ徐々に下がっていき、波のように強弱を繰り返しながら、だんだんと痛みが引いていくので、快方に向かっているのを確信できるようになりました。先生によると、この期間の過ごし方が実に重要なのですが、患者さんの中には、認識不足なのか、NG事項を遵守できない方がいらっしゃるそうです。なぜか、中小企業の経営者の方に多いですが、このような場合、自己流の解釈は控えめにして、プロのアドバイスをきちんと守った方が、よい結果を生むかもしれませんね。

さて、約50日後にめでたく完治することができました!今から振り返ってみると、詩人シェリーの、「寒い冬をじっと耐えていると、やがて春の胎動が感じられるようになる」との詩の表現を、具体的に体験したようです。今は、まさに春を思わせるような、腰の軽い状態なのです。それでも、酷使により疲れてくると、下肢に痺れが出るのですが、かつての交通事故後の経験により、ここから先は「自分次第」と思っておりますので、入念なるリハビリを開始することを決意した次第です。

## NEWS 1

## 「香川の漆器まつり」を開催

香川県漆器工業協同組合

香川県漆器工業協同組合（岡信夫理事長・58組合員）は、3月17日、18日、「かがわの漆器まつり」を、玉藻公園披雲閣（高松市）において開催しました。

このイベントは、伝統工芸である香川漆器を広くPRしようと組合が毎年開催しているもので、今年で24回目になります。今回は23業者が参加、新作を中心に1,200点が出展されました。

蒟蒻（きんま）、彫漆（ちょうしつ）など匠の技を凝らした作品の展示即売が行われた他、伝統工芸士らが指導する「彫漆パネル製作」コーナーも設けられ、人気を集めました。



▲会場風景



▲好評の体験コーナー

また、県漆芸研究所

と香川漆器青年会が初めて共同開発したタバコ入れや、高松工芸高校漆芸コース生徒の作品など、若い感性を生かした作品も展示されました。

組合では「天候にも恵まれ、大変多くの方にご来場いただいた。今後も積極的に香川漆器をPRし、伝統を伝えていきたい」と話していました。

## NEWS 2

## 小豆島桶仕込醤油「本場の本物」に認定

小豆島醤油協同組合

小豆島醤油協同組合（武部一成理事長・15組合員）に加盟する3社が製造する「小豆島桶（こが）仕込醤油」が、この度、地域食品ブランド「本場の本物」に認定されました。

「本場の本物」は、（財）食品産業センターが制定している表示基準で、日本各地の豊かな食文化を守り育てることを目的としています。

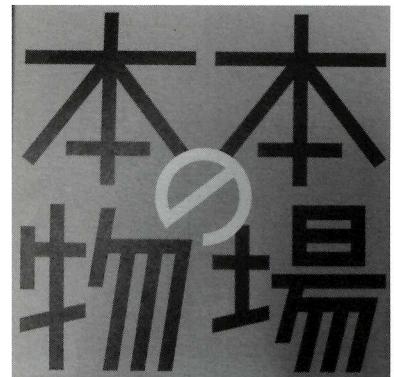
その土地土地において伝統的に培われた「本場」の製法で地域特有の厳選原料を用いて「本物」の味をつくり続ける製造者のこだわりの証であり、その地域で選ばれた食品だけがつけられる勲章といえます。

小豆島の醤油産業は400年の歴史を有しており、昔ながらの醤油づくりには杉の桶を使用した醸造（発酵・熟成）が行われています。今回認定を受けた醤油は、濃口、淡口、再仕込醤油の3種類18商品。国産の原料を使用、桶で発酵・熟成している、などの条件を満たした商品です。

組合では認定を証明するマークを商品に表示、さらに3月に東京で開催された食品フェアに出展するなど、小豆島桶仕込醤油を全国に広くPRしています。

昨年度は第一号として、小豆島醤油を使用した「小豆島佃煮」が認定されており、同一地域から複数の商品が選ばれたのは初めてです。

組合では「今後、付加価値の高い商品としてPRしていきたい」と話していました。



▲「本場の本物」認定マーク

## 伝統工芸士、親子2代で認定～庵治石製品製造の白井氏～

白井保浩さん（白井文雄石材店・協同組合庵治石振興会理事）がこの度、香川県伝統工芸士の認定を受けられました。3月8日に県庁で行われた認定式では、他の4人の認定者とともに、真鍋武紀香川県知事より認定書と伝統工芸士章（盾）を授与されました。白井さんは、庵治産地石製品製造に携わって24年、39歳での認定は過去最年少です。今後の抱負について白井さんにお話を伺いました。

### ◆庵治石製品の製造に携わるようになったきっかけ、当時の苦労などを教えて下さい。

庵治石職人である父の背中を見て育ち、小さな頃から作業場で遊んでいました。自然と職人への道を選んだという感覚です。4年間、他の親方の元での修行を経て、父の元で日々技術を磨いています。当初は怪我の連続でした。また、やり方を親方から教えてもらえるのは最初の一度のみ。後は、見て覚えなければなりません。修業時代はとても厳しかったですが、だからこそ今があるのだと思っています。



▲作業場で、師匠であるお父様と

### ◆墓石のイメージが強い庵治石ですが、白井さんは灯籠専門に製造されていますね。

父が戦時中、自分の手で未来を切り開こうと、手彫りで仕上げる灯籠を造ったのが始まりです。庵治・牟礼の石屋さんの中でも灯籠専門の業者は珍しいですね。私たちはこの灯籠造りに誇りを持ち、常に向上心を持って製作に取

り組んでいます。最近では広い庭のある家は少なくなり、灯籠の需要も減少していますが、嘆くばかりではなく、現状にあった灯籠、庭先や玄関にも置けるような灯籠にも目を向けています。

### ◆お父様の白井文雄さんも伝統工芸士。親子2代で認定を受けられて、いかがですか。

父は平成11年に認定を受けています。親子2代で認定を受けることができ、やっと父と同じフィールドに立てたかなと、感慨深いものがあります。



▲認定を受けた灯籠と親子2代の認定章

ます。父の跡を追ってここまで来ることができました。いつかは追い越したい存在ですね。

### ◆ありがとうございました。最後に今後の抱負などお聞かせ下さい。

当業界でも後継者不足は深刻な問題です。互いに切磋琢磨することは、技術の向上を図る上で欠かせません。厳しい仕事ですが、その分やりがいもあります。若手に技術を伝承し、庵治石産地の発展に寄与していきたいと思っています。

お忙しい中、インタビューに快く応えて頂き、ありがとうございました。今後、ますますのご活躍を期待しています!

### 平成19年度通常総会の開催日程について

平成19年度香川県中小企業団体中央会通常総会は、4月開催の理事会において日程を決定しますが、現在は下記のとおり開催の予定です。

詳細については、後日ご案内致しますので、是非ご出席下さいますようお願い申し上げます。

- 日時 平成19年5月25日(金) 15時半～(予定)
- 場所 高松国際ホテル新館2階「瀬戸の間」(高松市木太町2191-1)

中央会だより 1.....

## 「改正組合法対応講習会」を開催

本会は2月27日、ウェルシティ高松（高松市）において「改正組合法対応講習会」を開催、160名が受講しました。

この講習会は、小企業者組織化指導事業の一環として開催したもので、県下の小企業者組合の役職員を対象として、今回の法改正への円滑な対応を図ることを目的に行いました。

当日は中小企業診断士で行政書士の清水透氏を講師にお迎えし、「改正組合法～まず、何をしなければならないか～」をテーマに、4月1日施行の改正組合法の概要と特に留意すべき事項について具体的な事例を交え分かりやすく解説しました。

法改正により、決算関係書類及び事業報告書については、監事の監査を受けた上で理



▲講習会の様子

事会の承認を受けなければならず、また、理事は承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を通常総会の通知とともに組合員に提供しなければなりません。さらに、組合は通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所に据え置くこととなっています。

これら3点の改正事項に関しては、法律上、経過措置が設けられていないため、全ての組合において本年より速やかに対応する必要があります。

これらの留意すべき事項につきましては、本会ホームページ (<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/>) をご覧下さい。また、本会機関誌3月号でも解説しています。

### 【改正組合法等の施行に際しての当面の留意点】

これまで、理事は、

- ①通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない
  - ②通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならぬ
- とされていましたが今回の改正により下記のように変更されています。

- ①決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならぬ。
- ②理事は、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。
- ③組合は、通常総会の2週間前までに「決算関係書類」及び「事業報告書」を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない。

上記の改正事項に関しては、経過措置が設けられていません。

さらに、監事が監査報告を理事に通知するまでの期間としては、組合から決算関係書類（業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む）が提供されてから、原則4週間を経過した日とされています（ただし、監事が4週間以内に監査報告を通知することは特段問題ありません）。



▲清水講師

中央会だより 2 .....

## 地域経済の現況について話し合う ~懇談会を実施~

3月26日、四国財務局長秋山和美氏が本会に来局され、国東照正会長と地域経済の現況について懇談が行われました。

始めに、秋山財務局長より景気の現況についてご質問がありました。国東会長より、土地価格の下落を見ても地域間格差が分かるように景気も同様であり、地価の下落による担保価値の値下かりは、中小企業における再融資投資に影響する旨の説明が行われました。

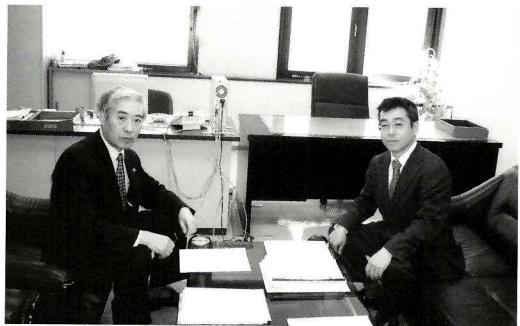
続いて、本会が実施している19業種・48名による情報連絡員景況調査のデータをもとに地域経済の現状と今後の先行き見通しについて説明を行いました。

県内の業況は、全般的には緩やかな景気回復の方向にあるものの、都市圏との地域格差は依然として大きく、規模・業種間による二極化も顕著に表れています。特に中小企業にとっては、原材料価格高騰、販売価格への転嫁難、売上・収益状況等について、先行きの不安感が懸念されています。

また、郊外型大型店の出店や売上不振による商店街の疲弊についても話し合いがなされました。県内商店街でも多くが苦境に立たされています。そのような現状の中、中心市街地の再開発事業として全国的に注目されている高松丸亀町A街区が昨年末グランドオープンしたことは、明るい話題であり、今後の中心市街地再興への起爆剤となることが期待されます。

雇用の動向については、本会で毎年実施している中小企業労働事情実態調査結果をもとに論じられました。賃金改定については、「引き上げた」とする企業は昨年調査より増えていますが、企業間での格差が見受けられる結果となっています。また、高年齢者の継続雇用などの雇用問題や、団塊の世代の退職による労働力不足・技術承継手段の喪失、また外国人研修生・技能実習生受入事業問題への対応など、山積する中小企業の課題・問題点を説明しました。

その後も、活発に意見交換がなされ、本会で取り組んでいる人材育成や支援事業についての説明を行い、懇談を終了しました。



▲懇談会の様子（左が国東会長）

外国人研修生連絡協議会だより .....

## 講習会を開催

香川県外国人研修生受入組合連絡協議会は、3月20日、ウェルシティ高松（高松市）において講習会を開催しました。この講習会は、研修生受入組合の相互交流と事業の適正な運営を図ることを目的に開催されたもので、当日は組合関係者ら64名が出席しました。



▲高柳講師

最初に、増田稔会長（瀬戸内食品加工協同組合理事長）より「制度への認識を深めることで、組合事業の更なる発展を図っていただきたい」との挨拶がありました。

次いで、財団法人国際研修協力機構（JITCO）出入国部企画管理課長である高柳英明氏を講師にお迎えして、「外国人研修・技能実習制度の適正な運用と今後の方向性について～現状と受入状況、今後の研修制度の行方～」をテーマに講習が行われました。



▲増田会長

高柳氏は、研修生と技能実習生の違いや法律の規定等、指針に沿って説明。団体による傘下企業への指導を徹底し、研修実施体制の整備を確実に行ってほしいと述べました。また、送り出し機関の選定、適正な研修生の選抜を慎重に行うことも重要であると説明し、「様々な点に留意して、しっかりとした研修実施体制を構築してほしい」と締めくくりました。

その後、質疑応答・意見交換会が行われ、受入事業に係る現状や問題点、対応策について会員相互で活発な話し合いがなされました。



▲講習会の様子

# 組合企業訪問 頑張ってます

## 香川マツダ販売株式会社

■ 所属組合 香川県自動車整備商工組合  
■ 役職名 理事長

### 会社の概要



代表取締役 星合 洋一

代表取締役 星合 洋一

設立 昭和24年9月

創業 昭和22年

資本金 3,600万円

従業員数 117人

住所 〒761-8013

高松市香西東町408番地

TEL 087-882-1111(代)

FAX 087-881-0791

事業内容

- ・車輌販売・各種中古車の販売
- ・車輌リース
- ・車輌点検、車検、修理
- ・自動車損害保険代理店
- ・生命保険代理店

関連会社 (株)アンフィニ香川

(株)マツダレンタカー香川

URL <http://kagawa-mazda.dealer.mazda.co.jp/>



▲本社全景

### 沿革

昭和24年 香川マツダ販売有限会社設立  
昭和37年 坂出営業所開設  
昭和38年 香川マツダ販売株式会社に組織変更  
昭和42年 屋島営業所開設  
昭和43年 善通寺営業所開設  
本社に中古車センター（現：本店ユーランド）開設  
昭和44年 白鳥営業所開設  
昭和45年 高松南営業所開設  
昭和47年 株式会社マツダモータース香川（現：株式会社アンフィニ香川）設立  
昭和48年 株式会社マツダレンタリース香川設立  
平成3年 高難度の整備拠点TSS（テクニカル・サービス・ステーション）設置  
平成5年 BPセンター（板金塗装工場）設置  
平成13年 ハナテン買取センター・高松中央店開設

### 事業内容

高松市香西東町に本社を構える「香川マツダ販売株式会社」は香川県におけるマツダメーカー車特約販売店です。

香川マツダ販売（株）は、香川マツダグループの母体会社として、昭和24年（1949年）、高松市中野町に設立されました。中新町への移転を経て、現在の香西東町へ本社を移転。現在、本社・副販売店を含む坂出・屋島・善通寺等9カ所の事業所において、マツダ社の販売を行っています。また、本社の敷地面積は6,500坪と全国の販売店随一。中古車センターも併設され、多くのマツダユーザーのニーズに対応しています。



▲本店ユーランド（中古車センター）

マツダ車といえば、ロータリーエンジンや日本車離れしたスタイル、走行性能を重視した独特の商品展開で知られており、マツダ車を求める人の車へのこだわり、期待感は絶大なものがあります。

香川マツダ販売（株）では、積極的にお客様とのコミュニケーションを図ることにより、マツダ車の販売を通して、顧客満足の創出に取り組んでいます。

# “満足” “納得” のカーライフを提案

## 徹底した人材育成

### 【営業スタッフ】

営業スタッフは、最初にお客様に接する、「マツダの顔」です。マツダ車の販売からメンテナンスまで、顧客のあらゆるニーズに応え、最適な車選びを提案し快適カーライフを提供しています。入社後1ヶ月間行われる新入社員研修では、社会人としてのマナー、営業スタッフとしての基本的知識(商品知識・接客・商談方法等)、整備工場での研修など、様々な角度からの研修が行われます。新入社員研修後も上司や先輩によるOJT(on-the-job-training:現任訓練)を通じての教育が行われます。



▲お客様のニーズに応え、最適な提案を行う

### 【整備スタッフ】

整備スタッフは、車の修理、車検などのメンテナンスサービス等自動車整備全般を請け負います。高い技術力はもちろん、車の状況を即座に把握し、迅速な対応と適切なサービスを提供する接客力も重要です。現場での訓練・実践を通じ、互いに切磋琢磨しています。

平成3年には、高難度の整備拠点として、四国初となるTSS(テクニカル・サービス・ステーション)を設置、四国各県のマツダ車販売店より厚い信頼を得ています。



▲整備工場の様子

### 【愛されるサービスマンとして】

「マツダ整備士資格」「接客資格」とともにAランクのスタッフを「エクセレントサービスマン」と呼んでいます。エクセレントサービスマンは各店舗に配属されており、他の社

員の模範として、日々業務に励んでいます。また、接客スキル、整備スキル、そして新しく販売される車種についての商品知識など、定期的に研修が行われています。

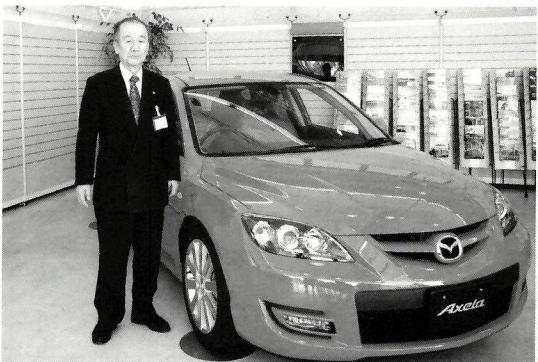
社員一丸となり「お客様に愛されるサービスマン」を目指し、日々、そのスキルを磨いています。

## 自動車業界に携わって40年

星合社長は、昭和42年、父であった先代社長の跡を継ぎ、香川マツダ販売(株)代表取締役に就任。今まで、40年の長きに亘り自動車業界に携わってこられました。

「どうすればお客様に“満足”いくカーライフを提供できるのか。それを考え実践してきた40年でした」と語る星合社長は、現在も香川県における自動車業界の第一人者としてご活躍されています。香川マツダ販売(株)のスタッフも、社長の想いを継承し、顧客満足の創出に一丸となって取り組んでいます。

社長は、商工組合理事長の他、香川マツダ整備販売協同組合理事長、社団法人香川県自動車整備振興会会长等要職を務められています。その自動車整備業振興功績により、平成13年に藍綬褒章を受章されました。また、高松北交通安全協会長、香川県地域交通安全活動推進委員会長も務められており、地域の交通安全のため、日々、尽力されています。



▲星合社長一自慢のマツダ車とともに

## 今後の抱負(社長のコメント)

「お客様に満足していただきたい」、設立当初からこの想いは一貫しています。

自動車には、必ずメンテナンスが必要です。当社では、納車後もアフターサービスを怠らず、一人のお客様と長く付き合える信頼関係の構築に重点を置いています。

車社会の現代、心から納得のいくベストサービスを提供することで、一人でも多くのお客様に安全で快適なカーライフを提案し続けていきたいと思っています。

## 商工中金だより

### 【イノベーション21～新事業を行う中小企業の皆様へ～】

●活力あふれる中小企業の皆様の「夢と可能性の実現」のために、商工中金は強力な支援を行います。

意欲的で創造的な中小企業の皆様の企業家（起業家を含む）精神をバックアップし、新事業に挑む意欲を積極的に応援するためのご融資が「イノベーション21」（新事業振興貸付）です。

#### ■ 融資対象者

事業に「新規性」の認められる中堅・中小企業等の皆様で商工中金の所属組合及びその構成員の方々です。

「新規性」とは、具体的には新たな機能や使用価値を有することなどをいいます。

詳細は商工中金の窓口までお問い合わせ下さい。

#### 【お問い合わせ先】

商工組合中央金庫 高松支店

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL 087-821-6145 FAX 087-851-6074

## 中小公庫だより

平成19年3月9日より、当公庫の貸付利率が改定され、下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

なお、下記掲載は貸付制度の一部ですので、詳しくは中小公庫までお気軽にご質問ください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間
一般貸付	4億8千万円 (うち運転資金 2億4千万円)	2.35% 2.55%	—	設備 運転 10年 5年	地域活性化資金	7億2千万円	1.95% 2.95%	2億7千万円	設備 運転 20年 7年
新事業育成資金	6億円	1.45% 2.95%	6億円	設備 運転 15年 7年	環境・エネルギー 対策資金	7億2千万円	1.95% 2.85%	4億円	設備 運転 15年 7年
新事業活動促進資金	7億2千万円	1.45% 2.95%	2億7千万円	設備 運転 20年 7年	地域雇用促進資金	7億2千万円	1.45% 2.85%	6億7千万円	設備 運転 15年 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	1.45% 2.95%	2億7千万円	設備 運転 15年 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	4.55% 5.05%	—	設備 運転 15年 5年
企業活力強化資金	7億2千万円	1.45% 2.95%	2億7千万円	設備 運転 20年 7年	企業再建・ 事業承継支援資金	7億2千万円	1.45% 3.25%	2億7千万円	設備 運転 20年 10年
海外展開資金	2億5千万円	2.35% 2.85%	—	設備 15年	再挑戦支援資金	7億2千万円	2.35% 2.85%	—	設備 運転 15年 7年

(※)同一貸付でも、該当要件や貸付期間により、適用利率は異なります。

#### 【お問い合わせ先】 中小企業金融公庫高松支店

〒760-0027 高松市紺屋町2-6 高松フコク生命ビル6階

TEL 087-851-9141 FAX 087-822-1423

## 国民公庫だより

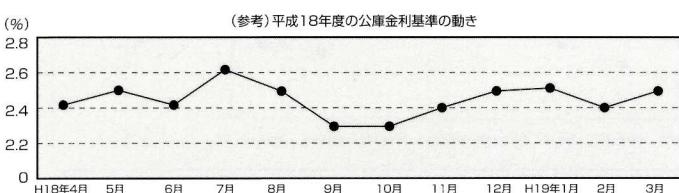
国民生活金融公庫は中小企業のみなさまのための政府系金融機関です。普通貸付のほか、「IT資金」等各種特別貸付の融資制度もございます。詳しくは、支店の窓口にお気軽にご相談ください。

#### 「国の事業ローン」（普通貸付）

長期・返済でお使いみちいろいろ（金利は平成19年3月9日現在）

\*お使いみちやご返済期間によって異なる利率が適用される場合があります。

ご融資限度額	金 利	ご返済期間
4,800万円	年2.5%	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内



#### 【お問い合わせ先】

国民生活金融公庫 高松支店

〒760-0026 高松市磨屋町3-1

TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

お知らせ1 .....

## 平成19年度税制改正の要綱の概要（中小企業関係税制）

平成19年度中小企業関係税制改正について、主なポイントを掲載します。

詳細につきましては、中小企業庁ホームページ([http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/h19\\_zeisei.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/h19_zeisei.pdf))をご覧下さい。

### 1 中小企業の経営基盤の強化

#### 1. 中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃

- 適用対象から中小企業（資本金等1億円以下の会社）を除外する。

#### 2. 中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づく税制措置

- 地域資源を活用した新商品・新サービスを開発・提供するための設備投資に対する税制措置の創設（7%の税額控除又は30%の特別償却）。

#### 3. 減価償却制度の抜本的見直し

- 今後新規に取得する設備について、現行の法定年数経過時点の「残存価額」を撤廃（10%→0%）し、法定年数経過時点で全額（100%）まで償却可能な制度とする。
- 「償却可能限度額」（取得価額の95%）を撤廃する。（現行制度では設備を除却しない限り、償却可能限度額95%までしか償却できない）  
→95%まで償却が進んだ設備については、事後5年間で全額（100%）まで均等償却可能とする。

#### 4. 中小企業等基盤強化税制の延長

- 適用期限を2年間延長（平成21年3月31日まで）。

### 2 中小企業の事業承継の円滑化

#### 1. 相続時精算課税制度の拡充

- 申告を前提に、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与につき、2,500万円の非課税枠（限度額まで複数回使用可）、これを超える部分については税率一律20%で課税。

#### ◆特定非上場株式贈与特例の創設

中小オーナー経営者が、自社株式を後継者である子供（代表者となる場合等に限る）に贈与する場合、贈与者の年齢要件を60歳に引き下げ、非課税枠を3,000万円に引き上げる。（※発行済株式等の総額が20億円未満の会社が対象。受贈者が代表者かつ株式等50%超保有となることが条件で、特例選択後4年経過時点で判断）

### 3 中小企業へのその他の支援

#### 1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し

- 実質的な一人会社（特殊支配同族会社）のオーナーへの役員給与の一部を損金不算入とする制度について、適用除外基準である基準所得金額を1,600万円（現行800万円）に引き上げる。

#### 2. 中小企業金融の円滑化

##### （1）商工中金に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置

商工中金の株式会社への移行時に係る登記に関する登録免許税の非課税措置を講ずるとともに、新商工中金の移行期間中、新商工中金を利用する中小企業者が設定する抵当権の設定登記等に係る登録免許税の軽減措置と商工中金に対する事業税（資本割）の軽減措置等を講ずる。

##### （2）商工中金及び信用保証協会の抵当権設定登記の軽減措置の延長

商工組合中央金庫、信用保証協会に抵当権設定の登記等に伴う登録免許税の軽減措置の適用期限を、商工中金については、1.5年延長（20年9月末まで）、信用保証協会については、2年間延長。

#### 3. 中小企業組合への支援

##### （1）事業協同組合等の留保所得に関する特別控除制度の延長

事業協同組合等の各事業年度における留保所得について、32%相当額の損金算入を認めている特別控除制度を2年間延長する。

##### （2）中小企業等の貸倒引当金に関する特例措置の延長

事業協同組合等が行う貸倒引当金の繰入れについて、通常の繰入限度額の16%分を割り増して損金算入を認めている特例措置を2年間延長する。

##### （3）保険会社等の異常危険準備金に関する特例措置の延長

火災共済協同組合等が異常危険準備金を積み立てる場合、正味収入共済掛金の5%（通常は2.5%）まで損金算入を認めている特例措置を3年間延長する。

##### （4）事業協同組合等が行う共済事業の生命保険料控除制度等の適用対象への追加

法律改正により、事業協同組合等における共済事業の健全性を確保するための措置が導入されたことから、事業協同組合等が大規模に行う共済事業を生命保険料控除制度等の対象とする。

労働局からのお知らせ .....

## 個別労働関係紛争解決制度について

職場での悩み、トラブルありませんか？

たとえば、**解雇、賃金の引き下げ、いじめ、退職勧奨、セクハラ**など

香川県労働局の**無料 労働相談**

**労働者、事業主のみなさん** お気軽にご相談ください。

<b>香川労働局 総合労働相談コーナー(☆)</b>	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3階 香川労働局企画室内	<b>TEL 087-811-8916</b>
<b>高松 総合労働相談コーナー</b>	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎2階 高松労働基準監督署内	<b>TEL 087-811-8946</b>
<b>丸亀 総合労働相談コーナー</b>	〒763-0034 丸亀市大手町3-1-2 丸亀労働基準監督署内	<b>TEL 0877-22-6244</b>

☆女性相談員がいます。

「香川労働局」ホームページ <http://www.kagawa-roudou.jp/>

香川県からのお知らせ .....

## 「春の全国交通安全運動」の実施について

### －「子どもと高齢者の交通事故防止」－

期間 平成19年5月11日～20日までの10日間

- 重点
- 1.飲酒運転の根絶
  - 2.自転車の安全利用の推進
  - 3.後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - 4.横断歩行者の保護
  - 5.地域重点

## BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	鈍感力	渡辺 淳一	集英社／1,155円
2	日本人のしきたり	飯倉 晴武	青春出版社／700円
3	ラスト・イニング	あさの あつこ	角川グループパブリッシング／1,260円
4	ロング・グッドバイ	レイモンド・チャンドラー著 村上 春樹訳	早川書房／2,000円
5	世界の日本人ジョーク集	早坂 隆	中央公論新社／各798円

香川県書店商業組合調べ